

Title	福澤諭吉の孝行觀
Sub Title	Fukuzawa's view on filial piety
Author	渡邊, 徳三郎(Watanabe, Tokusaburo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.63(161)- 80(178)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾史研究特輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福澤諭吉の孝行觀

渡邊徳三郎

はしがき

我が國に於ては明治二十三年（一八九〇年）教育勅語が渙發されて以來、君には忠、親には孝と云う觀念が教育意識の中樞をなしていだと思うが、第一次大戰後はこの忠孝の觀念も批判のまととなり、その非近代的性格が指摘される。

元來孝なることばが親に對する子の服從奉仕を意味するとするならば、一般的抽象的には、その可否はもとより問題にするまでもないことであろう。しかし歴史的具體的に孝の問題を考えると、徳川時代以来の傳統的な孝の教えには少なからず、近代倫理の立場から問題としなければならぬ點がある。それらの點が我國に於て敗戦を契機としてはげしい批判にさらされたわけであるが、尙それは廣く一般社會に於て近代的家族倫理として正しくつかみ直されているとは云えない狀態である。かかる事情に於ては、近代日本の偉大な指導者の一人であつた福澤諭吉が、孝の問題をどう考えていたかと云うことは興味あることであると思う。

一

福澤の思想行動はある意味で複雑である。それをあとづけていくとき、仲々ひとすじなわではいかないと云う印象をうける。それは時により單純な矛盾のまゝの表現が混入していることにもよるが大部分はそうでない事情によるものようである。つまり彼は現實に對處し反應するときに、右手と左手に別々のルールを握つていて臨機應變にそのルールの使い分けをしていると云う印象をうけることが往々にしてある。しかしそれは決して無自覺なものではなく、ある貫したものによつて統一されている。例えば彼は一方に於て合理主義的な文明論を開拓すると共に、他方に於て非合理的な「瘠我慢の説」を主張する。しかしこれらはいずれも獨立の意識に於て統一されたものであつて、福澤に於てはすこしも矛盾でない。「正道」と「權道」と云う論理は彼の常に用ゐるところであつた。

従つて彼の思想をたどるとき常に根底にある原則に立ち入つて考えることが、問題をより明瞭ならしめるために必要であろう。私はこれから福澤に於ける孝行觀を究明するにつき、次のことをその原則として指摘したいと思う。

ひとつは近代的人間觀と云うか、人格の獨立と自由の意識であつて、これは福澤の最も根底にある原則である。この原則によつて一般に道德的義務は内面的なものとして成立する。福澤は明治十五年の「德育如何」と題する論文の中で次の如く述べている。

自主獨立の一義以つて君に仕ふ可し父母に事ふ可し以て夫婦の倫を全ふし以て長幼の序を保ち以て朋友の信を固みし人生居家の細目より天下の大計に至るまで一切の秩序を包羅して洩らすものある可らず、(全集第五卷四九六頁)

全集は大正十五年版福澤全集を指す、以下同じ）

もうひとつは、人間は本来は情意によつて動かされ易いものであるが、そこに理を少しほつても調合していくことによつて、人間社會の進歩が實現されると云う考え方である。福澤は明治十七年の「通俗道德論」の一節で、人の行動を支配するに情の働くは甚だ強大であるが、「其人情を其まゝにして好きやうに支配し少しづゝにても人情に數理を調合して社會全體の進歩を待つの外ある可らず」（全集第九卷三九八頁）と述べている。

さて孝の問題について結論をさきにいつてみれば、要するにこの二つの原則に立つて孝の倫理を考えていたと云うことになるのであり、この點は福澤の、近代思想家としての明確な自覺の時期である明治初年頃から晩年に至るまで一貫して變化していないとみられるのである。以下の小論に於て、この點を彼の言説について論究してみようと思う。

二

福澤の孝行論は必ず傳統的封建思想の批判と云ふ形で出發する。然らば福澤はどう云う思想家を對象として論じていったか。彼の論説の中に名前が出てくるのは貝原益軒ぐらいのものであるが、彼の漢學の教養からしても「孝經」や日本儒家の教説は當然その對象になつていてあろう。又その他一般社會に於ける孝の説話や習俗も頭において、所謂封建思想一般を對象にして論じていたようにみられる。

福澤はかかる傳統的孝の思想を検討し、それが親の權威の絶對性を基礎として子の報仕服從を要求している點、その絶對性から出てくる、孝の數々の非近代的性格を批判している。以下この點を順次にとりあげてみよう。

福澤は封建社會とその倫理一般について、自ら觀察思考したところを「文明論之概略」の中で次のように述べている。

日本にて權力の偏重なるは殆ねく其人間交際の中に浸潤して至らざる所なし（中略）此偏重は交際の至大なるものより至小なるものに及び、大小を問はず公私に拘はらず苟も爰に交際あれば其權力偏重ならざるはなし（中略）爰に男女の交際あれば男女權力の偏重あり爰に親子の交際あれば親子權力の偏重あり兄弟の交際にも是あり長幼の交際にも是あり家内を出でゝ世間を見るも亦然らざるはなし師弟主從、貧富貴賤、新參故參、本家末家何れも皆其間に權力の偏重を存せり（全集第四卷一七六——七頁）

即ち福澤は日本の社會は權力が偏つて一方に強いところに特色があり、強いものに弱いものが服従する仕組になつてゐると云うことを云つてゐるのである。そしてかゝる事實の理論的支柱である儒教なるものについては次のように述べてゐる。

徳川の治世元和偃武の頃より儒者の教漸く明にして殊に全國の武家は大抵皆この儒教に養育せられて仁義禮智の道、孝悌忠信の教、これを遵奉せざるはなし父母に孝にして長上に事へよと云ふが如きは朝夕儒門の教旨にして（中略）其文物の整然たるは戰國のむかしに異なりと雖ども爰に不幸なるは彼の儒教なるものゝ性質を尋るに専ら子弟小弱の者の心得を記したるものにして長上強大を警しむるは甚だ粗なり、子に孝行を教へて父母の義務を説かず、少者に枝を折るの勞を命じて長者にその反報を求めず、少年子弟は常に叱咤せられて長老父兄は嘗て咎めらるゝことなきの大主義にして其主義の達して男女の關係に現はれたる所を視るも亦同じ（全集第六卷八四——五頁「品行論」）以上のような生活的思想的基盤に立つ孝の教説に於ては親の絶對性が強く、従つて倫理の一方的強制に傾くのは當然

(註一) であるが、福澤は子の親に對する孝行は當然のことであるが、一方又親にも慈愛教育の義務のあることを強調する。即ち明治三年の「中津留別の書」に於ては次の如く述べる。

親に孝行は當然のことなり（中略）世間にて子の孝ならざるを咎て父母の慈ならざるを罪するもの少し人の父母たる者其子に對し我生たる子と唱へ手以て造り金以て買ひし道具などの如く思ふは大なる心得違なり天より人に授かりたる賜なればこれを大切に思はざる可らず子生れば父母力を合せてこれを教育し年齢十歳余までは親の手許に置き兩親の威光と慈愛とにてよき方に導き既に學問の下地出來れば學校に入れて師匠の教を受けしめ一人前の人間に仕立ること父母の役目なり天に對しての奉公なり（續全集第七卷三九八——九頁・續全集とは續福澤全集を指す、以下同じ）

勿論支那古典儒家にも親の慈愛を要求する思想はあるが、孝ほどには慈は重要視されていない、孝は其理由の如何を問ふを許さないほど嚴然たる權威を持つてゐるものだと云われてゐる。（註二）福澤の場合はこの點ちがつていて、「學問のすゝめ八編」に於いても同じく、親には子に衣食を與うる外に、子を教育して「人間交際の道」を知らしめる義務があることを説いてゐるが、二十四孝說の非人間性を指摘し、親が子に對して時に無理無法に孝養を強要することある事實をのゝしり、「何の鐵面皮あればこの破廉恥の甚しきに至るや」とはげしい言葉を使つてゐる。（全集第三卷七〇頁）

福澤は東洋社會に於いては、概して親が子に對して求むることのみ多い事實があると考へてゐたようで、明治十六年の「道徳の議論は輕躁に判断す可らず」なる一文に於ても、東西何れも慈愛孝行の德義を重んずるとは云え、自ら輕重するところに差異がある。西洋に若し個人主義の弊害（不孝）ありとすれば「東洋は無慈悲の國にして、子は孝なるも父母は慈ならざるものと云ふ可し」子の意志を無視すること多く、時には親の生活の爲に娘に身賣りを強制し、それを

孝行なりとなすに至る、これは全く誤つたことであると述べてゐる。(全集第九卷三四九頁)
かかる論理の展開は、當然、親の絶対性の根源たる强大なる家父長權の制限と云ふ思想に到達せざるを得ない。福澤
はすでに早く、同じく明治三年「中津留別の書」に於て

子の年齢二十二歳にも及ぶときはこれを成人の齡と名づけ各一人の了簡出来るものなれば父母はこれを棄てゝ顧
みず獨立の活計を營ましめ其好む所に行き其欲する事を爲さしめて可なり但し親子の道は生涯も死後も變るべきに
非ざれば子は孝行を盡し親は慈愛を失ふべからず前に云へる棄てゝ顧みずとは父子の間柄にても其獨立自由を妨げ
ざるの趣意のみ西洋書の内に子生れて既に成人に及ぶの後は父母たる者は子に忠告すべからずとあ
り萬古不易の金言思はざるべからず(續全集第七卷三九九頁)

と述べていたが、その晩年たる明治二十九年刊行の「福翁百話」(全集第七卷)に於ては數編にわたつて、强大な家父
長權が當然制限されなければならぬことをくりかえし説いてゐる。

即ち百話二十六の「子に對して多を求むる勿れ」に於ては「左れば父母は慈愛深くして子は孝を盡し互の間に隔意な
じと云ひながらその子既に成長して獨立の男女と爲る上は父母の求る所にも自から制限なきを得ず」と云い、同じく百
話二十九「成年に達すれば獨立す可し」に於ては、子が成年に達した以上たとえ「父母尊嚴無上なりと云ふも漫りに其
子の言行を妨ぐ可らず」といつてゐる。又福翁百余話の七「文明の家庭は親友の集合なり」に於ては、嚴父慈母の主義
は「一家の全權を擧げて主公の一身に歸したる」男尊女卑の社會に生じた陋習であつて文明の家庭に行わるべき主義で
はないと述べていた。

(註一) 親の絶対性を子に感銘せしめるために、徳川時代の教説は、例えば次の如く説く。

中江藤樹の「翁問答」——「親の慈悲ふかく、あてがひ道あるに孝行なるは、おこなひやすき境界なれば、さして孝行と云べきにもあらず。おやのいつくしみあさく、あてがひ無道なるに孝行なるこそ、まことにありがたき孝子なれ。大舜おこなひたまふ孝行にてよく體認すべし。吳天罔極のおんふかきおやと、毛頭おんなきみちゆきづれの人と、同じ思ひなすはあさましきまよひなり。此まよひふかき人は、からず天罰をうくるもの也。おそれつゝしむべきことなり。」(藤樹先生全集第三冊、八二一三頁)

貝原益軒の「和俗童子訓」——「父母の恩はたかくあつき事、天地に同じ、父母なればわが身なし、其恩ほうじがたし、孝をつとめてせめて萬一の恩にむくふべし」(日本教育文庫 學校編四六一頁)

(註二) 明治十五年、時の侍講元田永孚が天皇の命を受け儒教道德を復活振興するため編纂した「幼學綱要」は、その「孝行」の項に、非道な父瞽瞍(彼は後妻とその子を愛して先妻の子舜を殺さんとした)に子の道をつくしてつかえた舜の話を「大孝」として賞讃する孟子の一節をかゝげている。

(註三) 「孝は報恩といふやうなことよりは遙かに重大な道德であり、其理由を問ふを許さないほどに厳然たる權威を有つてゐるものであつて、もしそれに理由の説くべきものがあるとするならば、それは天地そのものの理法であり自然の性であるからといふ外はないとせられたのであらう。」(津田左右吉著「儒教の實踐道德」六四頁)

「家族道徳をいふに當つては子の親に對する孝を特に重要視するにかゝはらず、親の子に對する道徳的責任を寧ろ輕視する傾向があり、親の慈が説かれててもそれは甚だ力の弱いものである……」(津田氏前掲書一一〇頁)

三

親の絶対性が強いと云うことは裏から見れば子の主體的意志、人格の無視と云うことになる。福澤はこの點をもする

どくついた。即ち「學問のすゝめ八編」に於て、親たるものは子を教育して人間交際の道を知らしめるの義務があるにも不拘……

世間の父母たる者よく子を生めども子を教るの道を知らず身は放盪無賴を事として子弟に惡例を示し家を汚し産を破て貧困に陥り氣力漸く衰へて家産既に盡くるに至れば放盪變じて頑愚となり乃ち其子に向て孝行を責るとは果して何の心ぞや何の鐵面皮あればこの破廉恥の甚しきに至るや父は子の財を貪らんとし姑は媳の心を惱ましめ父母の心を以て子供夫婦の身を制し父母の不理屈は尤にして子供の申分は少しも立たず媳は恰も餓鬼の地獄に落ちたるが如く起居眠食自由なるものなし一も舅姑の意に戻れば即ちこれを不孝者と稱し世間の人もこれを見て心に無理とは思ひながら己が身に引受けざることなれば先づ親の不理屈に左袒して理不盡に其子を咎る歎或は通人の説に従へば理非を分たず親を欺けとて偽計を授る者あり豈これを人間家内の道と云ふ可けんや(金集第三卷七〇頁)

とこう述べて居つた。

従つて福澤によれば親が道理に背いたことを要求するならば、子はこれを拒否してもよいと云うことになる。明治六年の「文字の教」の附録の手紙例文の中には次のような文例がのつている。

父母と主人とは無理を云ふ者と心得何事に寄らず只管父母主人の申儘に従ひ可申様御諭しの趣承知仕候併し無理とは道理なき事と申儀に可有之左候得ば主人と父母の心正しからずして家來たる者又は子たる者へ人を殺し物を盗み候様申付候節は如何可致哉私の考には人間は唯道理を日當に致すこと緊要にて道理に背く事は假令ひ父母主人の差圖といへども従はざる方當然の儀と心得候(全集第三卷六九四頁)

このような趣旨は福澤が、親の爲に身賣りする娘の行爲を孝行の美德として賞讃する社會的通念に反対したところにもよく現われているが、（全集第九卷「婦女孝行論」等）又明治三十四年の「福翁百余話」に於ては「大節に臨んでは親子夫婦も會釋に及ばず」なる一文中で、道理を重んすべきことを強く主張して次の如く述べている。

我心に思ふ所を實行して苟も節を屈することなし之を獨立と云ふ獨立果して大切なりとすれば此一義の爲めには都で他を顧ることなく天地間に尊き者は自分一人なりと覺悟して平生は人に交るに寛仁大度を旨とし人言聞き去つて皆善と稱する程に身構へしながら扱大節に臨んでは親子夫婦の間と雖も相互に會釋は無用なり例へば貧窶の娘が父母の難澁を救はんとて身を賣淫の醜境に沈めて自から愧ることを知らざれば世間のうちに之を怪しまずして却て之を孝子など稱す大間違ひの沙汰なり（全集第七卷二八九頁）

四

傳統思想に於ては、以上述べた如き、孝の義務の理由づけとして、子は親の恩を受けているのだから孝を爲す可きであると云ふ點即ち報恩としての孝の義務を強調しているが、次にこの點に關する福澤の批判にふれてみたいと思う。（註三）

福澤はもとより人間としての報恩感謝の美德たることは充分認め、且つ積極的に主張しているが（福翁百話二十六「子に對して多を求る勿れ」）報恩としての孝の教説の中に、往々にして孝の義務を、金錢貸借に於ける債務辨済の義務の如く説明する事があるのに氣付き、之をこゝろよく思わなかつたようである。「中津留別の書」に於ては「親に孝行は當然のことなり唯一心に我親と思ひ余念なく孝行を盡す可し三年父母の懷を免かれず故に三年の喪を勤るなどは勘定づく

の差引にてあまり薄情には非ず哉」と述べ(續全集第七卷三九八頁)「學問のすゝめ八編」でも、「十四孝說に於て子に孝を求める理由として「妊娠中に母を苦しめ生れて後は三年父母の懷を免かれず、其洪恩は如何」といつてゐるが、子を生んで養うのは動物でもすることとりたてて洪恩といふことはない。むしろ人間は「利の爲に非ず名のために非ず唯己が親と思ひ天然の誠を以て孝行すべきなり」と主張している。(全集第三卷六九一一七〇頁)

たゞこの際に注意すべきことは、福澤は以上の通り孝の功利的、債務辨債的な解釋を排撃する一方に於て、親が子に對して孝を求むるならば親として與えるべき「保護の世話」をなさねばならぬ。慈を與えないで孝を求むると「親子の間柄は不都合になる」と云うことを警告している點である。福澤はこのことを「學問のすゝめ十四編」に於ても又「福翁百話」に於ても述べて居るが、特に「百話」に於ては「人間社會交易の主義」と云うことばを使い(全集第七卷六二頁)^(註五)親子の間にも與え取るの關係が導入さるべきものと見ていたようである。

(註三) 例えば中江藤樹「翁問答」は次の如く説く。

「父母のおんどうはてんよりもたかく、海よりもふかし。あまりに廣大無類の恩なるゆへに、ほんしんのくらき凡夫は、むくゐんことをわすれ、かへつて恩ありとも、おんなし共、おもはざるとみえたり。人間のかたちあるほどのものは、いかなる愚癡不肖の、しづの、しづのめにいたるまでも、一飯のおんをむくゐんと思はざるはあるまじ。」(藤樹先生全集第三冊七九頁)

「幼學綱要」(明治十五年)は「孝行」の項に於て次の如く述べる。

「天地ノ間。父母無キノ人無シ。其初メ胎ヲ受ケテ生誕スルヨリ。成長ノ後ニ至リ。其恩愛教養ノ深キ。父母ニ若ク者莫シ。能ク其恩ヲ思ヒ。其身ヲ慎ミ。其力ヲ竭シテ。以テ之ニ事ヘ。其愛敬ヲ盡スハ。子タルノ道ナリ。故ニ孝行ヲ以テ。人倫ノ最大義トス」

「註二」で述べたように支那古典儒家の説く孝の思想には、孝と恩との條件關係はないと言ふが、川島武宜氏「日本社會の家族的構成」によれば日本儒家の思想には、上に引用したように、孝と恩との條件關係が特徴をなしていようである。そして徳川時代の教説には、條件的な孝の教説と、二十四孝流の無條件の孝を強要する教説との二つの流れがあつたものようである。(川島武宜「日本社會の家族的構成」所載「孝について」参照)

(註四) 例えば「學問のすゝめ十四編」に於ては「世話の字の義」と云う一章がある。こゝで以下のようなことを述べている。即ち世話の字に二つの意味がある、一つは保護の義であり他は命令の義である。この保護と命令とがそろつてゐる「世話」は眞に云い「世話」であつて世の中が圓く治る。「譬へば父母の子供に於けるが如く衣食を與へて保護の世話をすれば子供は父母の言ふことを聞いて差圖を受け親子の間柄に不都合あることなし」(全集第三卷一一六頁)。保護を與えないと命令のみしてもうまくいかない、保護の世話を怠つて命令のみするのは「不慈」である。

(註五) しかしここに於ける與え取るの關係は傳統思想に於ける孝と恩との條件關係——孝と恩との結びつけ方とは本質的に異つていることに注意しなければならない。即日本の傳統思想に於ては孝は恩を與えられたと云う事實から生ずる外面向的な義務である。それが云いすぎであるとするならば、外面向的なものが、より重んぜられてゐる義務である。その當事者の主觀的感情は問題にされることが少い。それ故、嫁は實父母への愛情をして舅姑への孝を強要された。そこに孝の形式性、偽善性を生ずる余地が多分にある。福澤は孝心の發する根本の人間心理の事實として與え取るの關係が必要だと云うのである。近代教育の思想に於て心理主義の立場から「愛は愛を生む」と云うような事が云われるが、いさにこの立場に近いであろう。又福澤のかゝる見解は彼の人間觀究明への一つの手がかりになるであろう。

五

福澤がもう一つ傳統的孝の教説について批判したのは、その形式性と云うことであつた。

福澤の説くところによれば、古來我國の和漢の學者は上下貴賤の名分論を以て、人間の獨立自由を否定するが如き教説を立てゝ來た。男女間の道徳然り。孝の教説も又この名分論の上に立てられてゐる。彼は「學問のすゝめ八編」に於て次の如く云う。

古來和漢にて孝行を勧めたる話は甚だ多く廿四孝を始として其外の著述書も計ふるに遑あらず然るに此書を見れば十に八九は人間に出來難き事を勧る歟又は愚にして笑ふ可き事を説く歟甚しきは理に背きたる事を譽めて孝行とするものあり寒中に裸體にて氷の上に臥し其解るを待たんとするも人間に出來ざることなり夏の夜に自分の身に酒を灌て蚊に喰はれ親に近づく蚊を防ぐより其酒の代を以て紙帳を買ふこそ智者ならずや父母を養ふ可き働くなく途方に暮れて罪もなき子を生きながら穴に埋めんとする其心は鬼とも云ふ可し蛇とも云ふ可し天理人情を害するの極度と云ふ可し（中略）畢竟この孝行の説も親子の名を糺し上下の分を明にせんとして無理に子を責るものならん（全集第三卷六九——七〇頁）

而してかかる名分論は結局自然の人間性たる、獨立自由を求むる意志を抑壓するものであるから、ここに偽君子を生ぜるを得ない。かくして福澤は「學問のすゝめ十一編」に於ては「名分を以て偽君子を生ずるの論」を展開した。彼は「上下貴賤の名分を正だし唯其名のみを主張して專制の權を行はんとするの原因よりして其毒の吹き出す所は人間に流行する欺詐術策の容體」であるといつた。（全集第三卷九一頁）

福澤はかかる偽善性・形式性の最も極端になつた例は當時の支那朝鮮であるとし、次のように述べてゐる。

支那朝鮮にては孝を百行の本を稱して之を言ふこと喧しく孝の一言向ふ所に敵を見ず人間萬事孝を以て始まり孝を

以て終るの主義にてありながら其實際の底を叩けば世界中不孝者の多きは支那朝鮮に限ると言ふも過言に非ず無數無量の實例を擧るは誠に容易なれども之を略し今日近く朝鮮國王父子の間柄を見ても證據は十分なる可し斯る孝道國にして斯る不孝の行はるるは何ぞや古來孝行の解釋甚だ多くして多辨多言の中に漸く表面の儀式と爲り偽て泣くあり偽て拜するあり父母の喪に走て家に歸りて三年の喪に服し其三年の喪中に三人の妻妾が三子を産むが如きは珍らしからぬ話にして世間に怪しむ者もなしと云ふ唯驚く可きのみ（全集第七卷二五八頁「獨立の孝」）

六

さて孝についての福澤の傳統思想批判は大體以上に述べた通りであるが、然らば彼は如何なる孝を以てよしとして居たのであろうか。それは勿論以上の批判を通じて考えられるところでもあるが、最後にまとめてとりあげてみよう。

福澤の晩年に刊行され、彼の思想の集大成の一つと云われる「福翁百余話」の中の「獨立の孝」なる一文には、彼の孝行觀の結論がうかゞわれるものようである。

福澤は親子の關係を支配するものは自然に發した親子間の愛情を基礎とし、一般に近代的意味に於て獨立の人間對人間の間柄を律する道理・道德であるべきだと見て居たことは、今迄に述べて來たところを通じても明白なことであろう。勿論彼は親子の間柄には一般社會人同志の間柄とは異つて、そこに情的に特別なものがあることは當然認めて居るし又子供が未成年の時にも又特別のものがあるべきだと考えて居るが、原則として成年に達した子供と親との關係についていうときは上記のような意見をもつて居つたと考えられるのである。

福澤は前記「獨立の孝」に於て、孝を分析し、それが情の方からみれば親子の自然の愛情から發し、理の方から云えれば自主獨立の原理に立つたとき正しい孝になるものとみて居つた。即自然の情から發した内面的自律的な孝を尊しとして居る。

福澤の云うところによると、人間は本來社會的な「動物」であつて恩を知り相互に助け親しむ性情がある。しかし親疎遠近によつて其の親しさにも厚薄あるのが人間心理の自然である。

扱眼前の實際に於て我父母は如何なる者ぞと尋れば我れを生んで我れを養ひ我れを教へ我れを助け凡そ人力のあらん限りを盡して我爲めにしたる所の恩人にして他に比較す可きものはある可らず左れば此大恩人の恩を忘れずして我力のあらん限りを盡さんとするは他に促されて始めて悟るに非ず又特に自から勉るに非ず唯最近最親の關係よりして自然に發する所の至情のみ（全集第七卷 二五七頁）

人間の親子にはかくの如き心理的事實がある。而して福澤によれば、かく親に親しみ恩を感じるのは、人間に「高尙至極靈妙至極なる本心」があるからである。しかしこの情のまゝでは必ずしも正しい孝となることは出來ない。この本心がその本心たるの所以即ち自主獨立の精神を自覺するに至つたとき、そこに「獨立の孝」とも云うべき正しい孝が現わるのである。即ち

父母に孝行は固より美事に相違なしと雖も其由て發する所の根本を求れば人間の高尙至極靈妙至極なる本心に在て存す苟も其本心を我至寶として傷ることなく自重自尊大切に之を守るときは發して孝と爲り忠と爲り仁と爲り義と爲り仁義忠孝その名稱の如何を問はず凡百の德行備はらざることなきに至る可し（全集第七卷二五七頁）

従つて彼は教説として孝のみをとり立てて説くことを「徳教の切賣り」と稱して排斥し（全集第七卷二五六頁「獨立の忠」）人間の本心を獨立させることによつてすべての倫理的行動の基礎が出來ると主張したのである。

身體諸機關の活動は其發源を生力に託す生力盛ならざれば機關も亦衰弱す可し本心の獨立するものあるに非ざれば仁義忠孝も甚だ危し學者の深く注意すべき所のものなり（中略）故に我輩は單に外面の孝行のみを多言せずして其泉源に重きを置き泉源いよ／＼深くいよ／＼獨立して孝心も亦これに伴ひ知らず識らず實際に現はれて裡にも表にも永久無變ならんことを願ふものなり（全集第七卷二五七——九頁）

以上の福澤の孝行觀の結論を検討してみると二つの重要な點に於て儒教的傳統と異なるものがあつたもののようにある。

即一つは福澤が人間の自然の情に重きを置いていた點である。これは、註六に述べたが、家族の間柄を支配するものは、殆ど情だけであると云う、彼の見解に照應するものであろう。津田左右吉著「儒教の實踐道德」によれば「儒家は子の親に對する自然の情愛によつて孝が成立つとはしなかつたやうである。……孝は努力して行はねばならぬものであり嚴肅なる義務として課せられたものであるとせられた」（同書一五頁）し又、父に對しては敬と尊とが最も重要視せられたようである。（同書五八——六〇頁）

第二に福澤が「自主獨立」なることを道徳の根本に据えた點である。孝經に云う「夫孝、德之本也。教之所_ニ繇_テ生^(註八)也。」なる思想は儒家の道徳說の根本をなして^(註九)いたが、福澤は「孝は百行の本」なる思想に反對し、自主獨立の本心が根源となつて忠孝があるのであるから「孝も亦百行中の一」であるといつた。（全集第七卷二五七頁）

この點に於て元來人間を支配者と被支配者の關係に於てのみ——福澤の言葉によれば上下貴賤の關係——とられ、その身分秩序を維持する精神的支柱として「孝は百行の本」なる思想を用いて來た儒教的傳統とは根本的に異なるものがあつたわけであるし、福澤としては亦それは當然の歸結であつたであらう。

(註六) 例えば福澤は次の如く云う。

「人間家族の中より朋友の間柄に於ては利害損得の考甚だ少なきが故に物の輕重大小長短多寡を論ずるもの稀なり夫婦親子の間に喜怒哀樂の情は盛なれども利害損得を考るものなし理の方より論すれば家の主人が獨り辛苦して年老いたる父母を養ひ又幼少なる子供を育るは誠に面倒にして且つ入費も少なからず割合に於て損毛なれども之を憚らざるのみか損毛しながら父母妻子の喜ぶを見て自分も共に喜ぶは人情の常なり」(全集第九卷 三九五—六頁「通俗道德論」)

又福澤は明治三十三年幼稚舎の兒童に左の文言を書して與えた。

「今日子供たる身の獨立自尊法は、唯父母の教訓に従つて進退す可きのみ」(石河幹明著「福澤諭吉傳」第三卷六六三頁)

(註七) 日本儒家の書にも次のような言葉がある。貝原益軒の「和俗童子訓」卷之二——「凡ソ子ををしゆるには父母嚴にきびしければ、子たる者おそれつゝみて、おやの教を聞いてそむかず、こゝを以、孝の道行はる、父母やはらかにして嚴ならず、愛すべば、子たる者、父母をおそれずして教行はれず、いましめを守らず、こゝを以、父母をあなどりて、孝の道たゞ」(日本教育文庫 學校編四六一頁) 又常盤貞尙の「民家分量記」——「凡そ不孝の本は、幼少の時我まゝいはせたる癖が心馴て親を恐敬ふすべをしらぬゆへ、いふ事を聞ず、それを析檻すれば、氣が僻出て、不孝者と成なり、……子の理屈にはとるべからず……父嚴しければ子孝也」(日本教育文庫 訓誠編二四頁)

(註八) 津田左右吉「儒教の實踐道德」七頁——「道徳に於いて家族間のそれが主位に置かれ、家族道徳に於いて父子間のそれが根本とせられ、父子間の道徳に於いて子の孝のみが特に重大視せられてあらゆる德の本と考へられたのが、儒教の道徳説である」

(註九) 「孝は百行の本なり」を肯定したような福澤の言葉がないではない。明治二十二年二月「ドクトルセメンズを弔す」なる一文で、「ドクトルセメンズ」の爲人を賞し次の如く云つてはいる。即ち「和漢の古語に孝は百行の本なりと云う誠なる哉ドクトルが其性質の嚴格なるにも拘はらず人に交りて言語粗ならず顏色溫和にして正しく交際の紳士たるは自から其内に存する孝徳の外に溢れたるものならんのみ」(全集第十卷、四一二頁)

七

上記の如き福澤の考え方は明治三十四年の「修身要領」の中にも現われている。この要領は福澤の直接の著作ではないが、彼の校閲の下に有力門下が共同して起草したものであるから、彼の思想は充分にもられてはいるといつてよいであろう。

この「要領」の中には忠孝と云う言葉はひとつも現われて來ない。親子の問題については、第十條に「一夫一婦の間に生るゝ子女は、其父母の他に父母なく、其子女の他に子女なし。親子の愛は眞純の親愛にして之を傷けざるは一家の幸福の基なり」とあり、又十一條に「子女も又獨立自尊の人なれども、其幼時に在ては父母これが教養の責に任せざる可らず。子女たるものは父母の訓誨に従つて致々勉勵、生長の後獨立自尊の男女として世に立つの素養を成す可きものなり」とあるのみであつた。

これに對して當時の「東京日々新聞」が、次のような批判を加えたことは興味がある。

同新聞は、忠孝は我國民の特性にして不易の德教であるのにこれについて說かないのはよろしくないと前置きし、「親子の關係に付ては唯親子の愛は眞純の親愛にして之を傷く可らずなど云ふのみにして孝の教訓なきは缺點と云ふ可し。

且つ日本の社會に於ては養子、後妻、後夫、繼母、異父母兄弟姊妹を認めざる可らざるに、父母の他に父母なく子女の他に子女なしと云ふは、社會の狀態に適合せざるものにして、兄弟の敬愛を説かざるも不都合なり。然かのみならず國民の修身に關しては教育の勅語あるに、修身要領が一言これに及ばざるは失體と云はざるを得ず」(石河幹明「福澤諭吉傳」第四卷三二六頁)と述べて、まさに福澤の立場と正反対の立場を表明して居つた。このことからしても、福澤の考え方が如何なるものであつたかどうかうかゞえると思う。(廿八、十、十五)

(本稿を草するに當り、本塾文學部中山一義助教授より多大の御教示を與えられた。記して謝意を表します。)

「東京名所鑑」の慶應義塾

慶應義塾は創立者福澤諭吉の聲望はもとより、その隆昌と、その養成せる人材の豊かさとにおいて、明治年間つとにすぐれた私學としての世評が高かつた。

ここに、その一例として、明治二十五年九月出版の相澤求著「東京名所鑑」卷之中(三十三—四丁)所載の記事を紹介してみよう。

○慶應義塾 三田二丁目にあり慶應初年福澤諭吉氏三田の高台に塾舎を開て洋學を教授せし所の私立學校にして二十有餘年終始一の如く學生を養成する數千人の多に及へり現今官に奉

職し或ハ會社の長となり或ハ國會議員に當選せらるゝ者此門より出る多し廿年講堂を新築して煉化造とす學科ハ大學部を分て理財文學法律とし修業年限三年普通科修業年限五年現時生徒の數一千四百三十八名月謝金壹圓七拾貳錢束脩三圓塾長は小幡篤二郎氏教員五十一名廿三年七月宮内省より多年人材を教育し奎運を幫助す其功勞渺からざる段奇特に恩召され金千圓を下賜せらる

こと國の學の道を敷島のやまとにしきてをしへそめたり

相澤求

(會田倉吉)